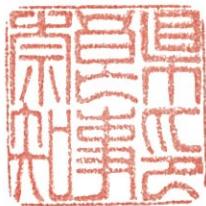




令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公
告します。

令和2年9月1日

奈良県知事 荒井正吾



第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札する業務の名称

令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託

2 入札する業務の内容

入札説明書及び令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託仕様書（「以下「仕様書」という。）
によります。

3 業務委託期間

契約日から令和3年3月12日（金）まで。

4 業務履行場所

奈良県内全域

5 入札方法

入札は総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（4）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加資格停止等措置要領による入札参加資格停止の措置期間中でない者であること。

- （3）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q4「検査・分析・調査業務」を主業種として登録し、かつ、主な業務内容において、「野生鳥獣調査」、「動植物調査」を記載している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- （4）その他入札説明書に記載されている条件及び要件を満たしていること。

第3 担当部局及び契約条項を示す場所等

1 担当部局及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県食と農の振興部農業水産振興課鳥獣対策係（奈良県庁分庁舎5階）

電話 0742-27-7480（ダイヤルイン）

2 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書及び仕様書の交付	公告の日～ 令和2年9月10日（木） 午前9時～午後4時	奈良市登大路町30番地 奈良県食と農の振興部 農業水産振興課鳥獣対策係
*入札説明書及び仕様書は、奈良県食と農の振興部農業水産振興課ホームページからも入手可能です。		
*入札説明会は実施しません。入札参加を希望する方は上記期間に入札説明書及び仕様書を受け取るか、奈良県食と農の振興部農業水産振興課のホームページからダウンロードしてください。		
入札参加申込書の提出	令和2年9月3日（木） ～ 令和2年9月10日（木） 午後4時まで	奈良市登大路町30番地 奈良県食と農の振興部 農業水産振興課鳥獣対策係
	書類の再提出を指示された場合の調整期日 令和2年9月14日（月） 午後4時まで	
*入札参加を希望する方は、上記期限内に「入札参加申込書」に「競争入札参加資格審査結果通知書の写し」、「実績を確認できる書類」を添付し、持参あるいは郵送により提出願います。期間内に書類の提出がない者、競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札への参加は出来ません。		
入札説明書及び仕様書に関する質問	令和2年9月3日（木） 午後4時まで	奈良市登大路町30番地 奈良県食と農の振興部 農業水産振興課 鳥獣対策係 ※書面により提出（持参またはFAX） FAX 0742-22-9521
入開札	令和2年9月24日（木） 午後1時	奈良市登大路町30番地 奈良県庁入札室 (奈良県庁主棟6階)

時間指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

3 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に「令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託に係る入札書封筒（2通）在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県食と農の振興部農業水産振興課長宛ての親展として令和2年9月23日（水）午後5時までに第3の1で定める場所に到着するようにしてください。

第4 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「規則」という）第4条に定めるところによります。
- 3 契約保証金
規則第19条に定めるところによります。
- 4 入札者に要求される事項
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請を行い、かつ、第2の(3)から(4)までに関し必要な書類等を第3の1で定める場所へ提出し、競争入札参加資格確認を受けなければなりません。
 - (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封印をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
 - (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 6 契約書作成の要否
要します。
- 7 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 8 調達手続の停止等
この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。
- 9 手続における交渉の有無
無
- 10 暴力団等の排除
契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められたときは、契約を解除することができます。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者に不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当な介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11 その他

詳細は、入札説明書によります。